

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十四条の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり変更した旨の届出がありました。

平成二十六年十月七日

奈良県知事 荒井正吾

一 診療所

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更年月日
喜多野診療所 (変更前) 奈良市中筋町三一 (変更後) 奈良市中筋町一五		平成二十六年七月一日

二 薬局

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更年月日
(変更前) 社団法人奈良市薬剤師 会会営病院前薬局 (変更後) 一般社団法人奈良市薬 剤師会会営病院前薬局	奈良市平松一―三二―一七―二	平成二十六年四月一日
ひかり薬局	(変更前) 橿原市木原町二二七―一 (変更後) 橿原市木原町二〇四―一	平成二十六年七月二十 二日

<p>(変更前) セガミ薬局香久山店 (変更後) ココカラファイン薬局 香具山店</p>	<p>桜井市大字西之宮二一九一</p>	<p>平成二十六 年九月一日</p>
<p>(変更前) セガミ薬局八木店 (変更後) ココカラファイン薬局 八木店</p>	<p>橿原市新賀町四六八</p>	<p>平成二十六 年九月一日</p>